

# 感染症サーベイランスシステムについて

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 次期システムにおいては、HER-SYSと同様に、医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となる。  
(※切り替えることに伴う業務負担を勘案し、現時点では自治体ごとに順次開始されることを想定)
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能となるが、システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要。
- なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまではHER-SYSによる対応を継続する。

H18～

R2.5～

R4.10～

感染状況の収束後に次期システムの開発状況も勘案して移行時期を判断

## NESID

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病
入力主体	保健所のみ
発生届	医療機関が <u>FAX送付</u> した内容に基づき <b>保健所が入力</b>
健康観察等	—

## 次期システム

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + <b>新興・再興感染症に対応(※)</b>
入力主体	保健所・ <u>医療機関</u> ・ 健康観察対象者 <b>自身</b>
発生届	医療機関が <u>オンライン入力</u>
健康観察等	対象者 <b>自身がスマホ等</b> で報告

## HER-SYS

対象疾病	<b>新型コロナウイルス感染症(※)</b>
入力主体	保健所・ <u>医療機関</u> ・ 健康観察対象者 <b>自身</b>
発生届	医療機関が <u>オンライン入力</u>
健康観察等	対象者 <b>自身がスマホ等</b> で報告

(※)新型コロナ業務の取扱い

感染状況が収束するまでHER-SYSでの対応を前提とし、システム切替に伴う現場への負担を考慮した上で、業務移行の時期を判断

# 医療機関等における利用者アカウントの申請について

- システムの利用に当たっては、別紙1「利用規約（感染症サーベイランスシステム）」への同意を前提とし、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じ、利用者ごとのアカウントが必要となります。また、全数報告が可能な「医療機関」アカウントと定点報告が可能な「医療機関管理者」アカウント、動物の感染症報告が可能な「動物診療施設」アカウントはそれぞれ独立しているため、担当する業務ごとにアカウントが必要です。

（※）医療機関等からの発生届は、管轄の保健所にのみ報告可能であるため、複数の医療機関等に所属される方は機関ごとのアカウントが必要となります。

（参考）医療情報システムの安全管理に関するガイドライン：[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html)

- 利用者アカウントは、所管の都道府県等または保健所から発行されるため、別紙2「システム利用申請様式」に必要事項を記載いただき、医療機関毎に設置いただく「システム利用管理者」を介して申請をお願いします。様式の記載要領については、次スライドをご確認ください。
- 利用者アカウントの情報については、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）によるシステム登録作業後、対象者宛に直接送付されます。システムへの初回ログイン時には、パスワードの変更が求められます。
- システムの運用開始前においては、実際のシステム操作をお試しいただく環境（デモ環境）を準備しております。デモ環境においても同じ利用者アカウントをお使いいただくことが可能です。

提出先メールアドレス	h-yobou@city.neyagawa.osaka.jp
本件に関する照会先	寝屋川市保健所 保健予防課 感染症担当 電話番号：072-829-7773 メールアドレス：h-yobou@city.neyagawa.osaka.jp

## 別紙2「システム利用申請様式」の記載要領

- 入力項目は様式をご確認ください。エクセル書式設定で入力セルが着色されるため、入力補助の位置付けで参考としてください。
  - ・入力対象外の項目はグレーアウトしています。
  - ・入力されていない項目があると該当セルが黄色で表示され、全ての必要項目が入力された行は、A列が青色となります。
  - ・最終行までに入力が不足している行が含まれていると一括登録時にエラーとなるため、上詰めで入力されていない行はA列が赤色で表示されます。
- なお、アカウントの種類によって、申請方法、各コードの参照先マスタが異なる箇所があるため、詳細は下表をご確認ください。

様式E列「所属機関分類コード」	様式I列 「中核市コード」	様式K列 「保健所コード」	様式AJ列「所属医療機関/動物診療施設コード」	
			(基本)	(例外: マスタ上に医療機関等がない場合)
09: 医療機関 (全数)	大阪府 寝屋川市 270000	寝屋川市保健所 49	医療機関マスタ（全数） A列「医療機関コード」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「システム利用申請様式」の<u>AJ列「所属医療機関/動物診療施設コード」は空欄で提出してください。</u></li> <li>・申請時は「医療機関マスタ（全数）に自機関が存在しない」旨とともに、「医療機関名称(カナ含む)」、「郵便番号、住所」、「電話番号」、「許可病床数」、「保険医療機関コード」、「非保険医療機関であるか」の情報を自治体窓口にお知らせください。</li> </ul>
16: 医療機関管理者 (定点)			医療機関マスタ（定点） A列「医療機関コードhos_cd」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「システム利用申請様式」の<u>AJ列「所属医療機関/動物診療施設コード」は空欄で提出してください。</u></li> <li>・申請時は「医療機関マスタ（定点）に自機関が存在しない」旨とともに、「医療機関名称(カナ含む)」、「住所」、「電話番号」、「病院・一般診療所区分」、「(診療所の場合)主たる診療科目、診療科目に小児科を有するか」、「許可病床数」の情報を自治体窓口にお知らせください。</li> </ul> <p>※申請自体は可能ですが、<u>アカウント発行は次期システム稼働後</u>となることを予めご了承ください。</p>
11: 動物診療施設				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「システム利用申請様式」の<u>AJ列「所属医療機関/動物診療施設コード」は空欄で提出してください。</u></li> <li>・申請時は「動物診療施設名称(カナ含む)」、「郵便番号、住所」、「電話番号」の情報を自治体窓口にお知らせください。</li> </ul>

<医療機関マスタに関する補足>

・医療機関マスタ（全数）は、各地方厚生（支）局で公表している「保険医療機関」の情報をもとに生成しています。保険医療機関としての申請情報が反映されるまでに時間がかかる場合があります。